

令和8年度

# 就学のしおり

小・中学生 版

子ども達の可能性を最大限に引き出す  
子ども達一人一人のニーズに応じた教育受けるために



七尾市教育委員会

就学のしおり  
～小・中学生版～



~ メモ ~



A series of horizontal dotted lines for writing notes.



# 就学のしおり 令和8年度版 もくじ

1. 一人一人のニーズにあった教育を受けるには ……	2
2. 特別支援教育体制について ……	4
3. 令和8年度七尾市内の小・中学校の教育体制 ……	6
4. 七尾市相談機関一覧 ……	7
5. 用語索引 ……	8



# 1. 一人一人のニーズにあった教育を受けるには

学校教育は、これから社会で生きていくうえで必要な資質や能力の育成や豊かな情操と道徳心を培うこと、健やかな身体を培うこと等をねらいとして行われます。

子ども達の中には、言葉の遅れや落ち着きの無さ、こだわりの強さ等困り感を感じている子もいます。一人一人のニーズにあった教育(特別支援教育)を受けることで、その子どもの持つ可能性を最大限に引き出すことができます。

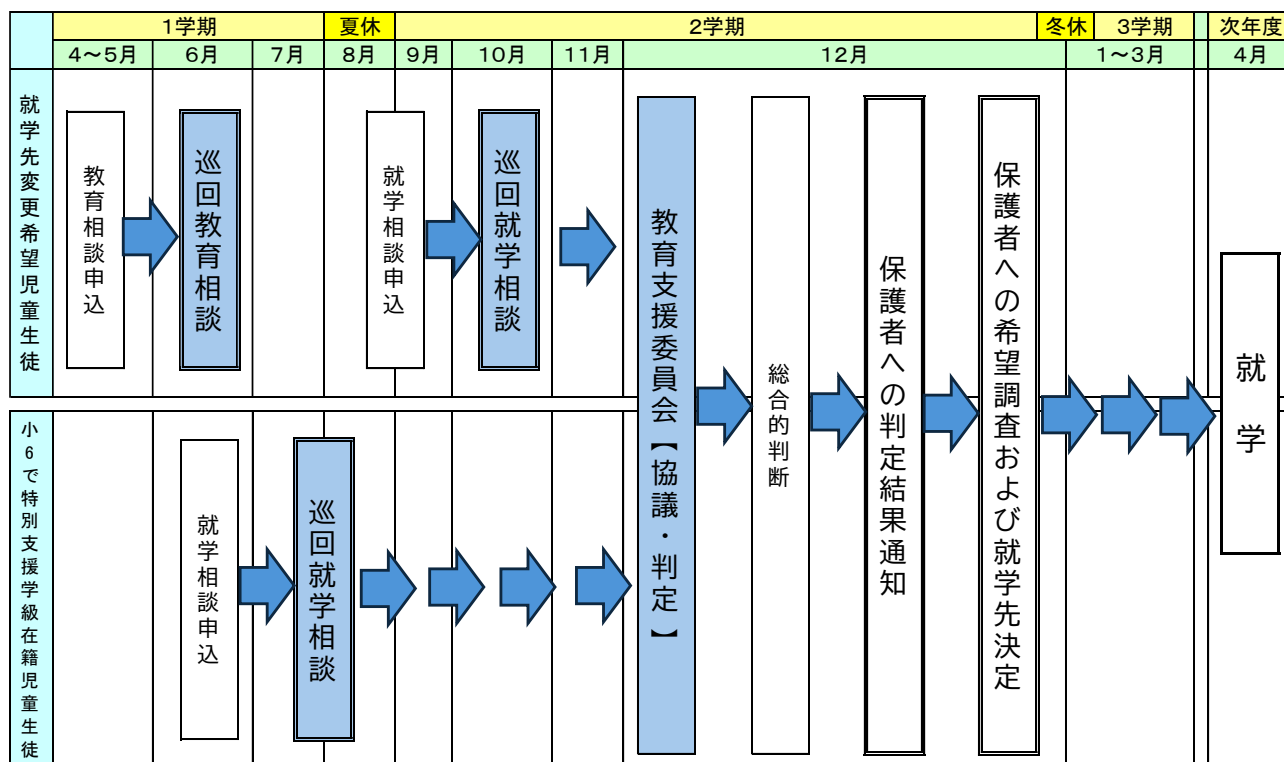


## \*特別支援教育とは\*

「特別支援教育」とは、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活面や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導及び支援を行うものです。

「特別支援教育」は、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室と、子どもの困り感によって選択肢はさまざまです。その子どもがどのように学ぶことが適切か、巡回教育相談や巡回就学相談の場で助言を受けることができます。

### 学びの場の変更を希望する子どもの就学先決定までのプロセス



## \*巡回教育相談\*

「巡回教育相談」とは、お子さまの学習面や生活面に関する相談を行います。お子さまの現在の状況を把握したり、理解を深めたりしながら、その子どもの困り感にどのように関わって行けば良いかを一緒に考えて行く場となります。

## \*巡回就学相談\*

「巡回就学相談」とは、お子さまがより良い学校教育を受けられるように、お子さまの学びの場について悩みをお持ちの保護者と一緒に考えて行く場です。

	巡回教育相談	巡回就学相談	
		特別支援学級に在籍する小学6年生	左記以外のお子さま
対象	市内の小中学校に在籍し、お子さまの学習面や行動面が気になり相談を希望する方	中学校進学時下記に該当する方 <input type="checkbox"/> 特別支援学級の継続 <input type="checkbox"/> 特別支援学級→通級指導教室 <input type="checkbox"/> 特別支援学級→通常学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学級→特別支援学校	心や身体の発達、ものの見え方や聞こえ方、ことば、落ち着きの無さ、友達との関わりなどが気になり、学びの場について心配なことがある方
相談内容	・子どもの発達相談 ・就学に関する情報提供 など	・子どもの発達相談 ・就学に関する情報提供	・発達等検査や観察による実態把握 ・具体的な就学相談 など
相談担当者	専門的知識を有する相談員		
審議	—	教育支援委員会での審議を受ける	教育支援委員会の審議を受けるかどうかを考える
備考	※秘密は固くお守りします。 ※保護者のみで参加ください。 ※この相談で次年度の就学先を決定するわけではありません。	※秘密は固くお守りします。 ※当日はお子さま同伴で参加し、発達検査を行う場合があります。	

## \*教育支援委員会\*

「巡回就学相談」に参加されたお子さまについて、相談結果や小中学校での様子、医師等の知見や専門的知識をもとにお子さまにとって適切な学びの場について審議し、意見をまとめます。

### ※総合的判断※

教育支援委員会の意見を受けて、お子さまにとって適切な学びの場について、教育委員会が総合的に判断します。

## \*判定結果通知・就学先決定\*

総合的判断の結果を保護者に通知します。判定結果として、通常学級・通常学級あわせて通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校のうち、複数または1つが記載されます。

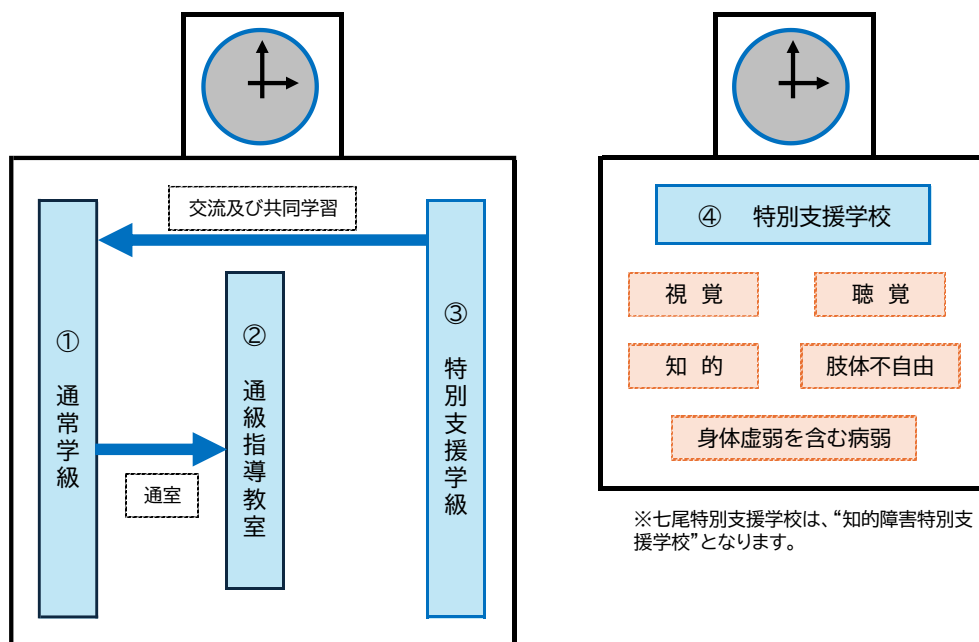
その結果をもとに、保護者がお子さまの学びの場を考えることとなります。その後、保護者の意向を伺い次年度の学びの場を決定します。

※ ご不明な点がございましたら、七尾市教育委員会学校教育課【0767-53-5090】にご連絡ください。

## 2. 特別支援教育体制について

小中学校には、下記のような学びの場があります。お子さまの学びの場について変更を希望する場合は、巡回就学相談に参加し、教育支援委員会で審議を受けることになります。

### 小中学校における“学びの場”



学校等種別	① 通常学級	② 通級指導教室	③ 特別支援学級	④ 特別支援学校
対象	各年の4月2日生～翌年の4月1日生	対人関係の困難さ、言語障害、学習障害等で個別の指導が必要な子ども(通常学級に在籍)	軽度の知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子ども	視覚・聴覚・知的・肢体不自由・身体虚弱を含む病弱等の障害がある(障害の程度が比較的重い)子ども
学校等の人数	1クラス: 35人以下	個別の指導	1クラス: 8人まで	1クラス: 6人まで
学習方法等	担任からの一斉指示による授業	週に1～2時間通室して、困りごとや課題に合わせた支援・指導	個別の指導計画に基づいた指導・支援	子どもの状態に応じた個別指導及び支援
特徴等	必要に応じて、授業の補助を行う支援員が学級に配置されることがある。	得意な部分を活かして苦手なところを補う具体的な方法を学ぶことで、学習上又は生活上の困難を和らげる。 ※ 勉強の遅れを補完する場所ではありません。	特別支援学級に在籍しながら、通常学級に移動して同学年の児童生徒と交流及び共同学習を行う。	施設設備が充実しており、専門知識を有する教員が配置され、手厚い支援を受けることができる。
学校等	市内の全小中学校	市内の全小中学校	市内の全小中学校 ※ 学校により学級種別は異なります。	七尾特別支援学校(知的)

※特別支援学級および通級指導教室は、継続するかどうかを毎年確認します。小学校入学後に就学先の変更(通常学級⇄特別支援学級)を希望する場合は、毎年8月までに学校に相談ください。  
※年度途中で就学先の変更はできません。

## \*特別支援学校\*

- 障害の程度が比較的重い子どもを対象として、小学校・中学校・高等学校に合わせた教育を受けることに加えて、学習または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校です。
- 視覚・聴覚・知的・肢体不自由・身体虚弱を含む病弱等の障害がある児童生徒が対象です。
- 1クラス6人までの人数で児童生徒の状態に応じた個別指導及び支援が可能です。
- 施設設備が充実しており、特別支援教育の専門知識を有する教員が配置され、手厚い支援を受けることができます。

## \*特別支援学級\*

- 軽度の知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもが対象となります。定員8人で、個別の指導計画に基づいた指導・支援を受けることができます。
- 児童生徒本人が児童生徒自身の特性を理解すること、得意な部分を活かして苦手なところを補う具体的な方法を学ぶことで、学習上または生活上の困難を和らげることが目的です。

### ※交流及び共同学習※

特別支援学級に在籍しながら、同学年の児童生徒と相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むこと、教科等の狙いを達成するために通常学級に移動して授業を受けます。

どの教科を特別支援学級で学び、どの教科を交流及び共同学習の時間とするか等は学校から提案され、保護者同意のもと決定されます。

### ※特別支援学級の教育課程※

特別支援学級では教科を合わせた指導を行っています。知的障害特別支援学級では、その教育課程に準じて生活単元学習を設定する場合があります。また、特別支援学級では、一人一人のニーズに応じた自立活動の時間が必ず設定されます。

## \*通級指導教室\*

- 通常学級に在籍する子どもが、対人関係の困難さ・言語障害・学習障害等、1人1人のニーズや特性に合った個別指導を受ける教室です。
- 週に1～2時間通室し、困りごとや課題に合わせた支援・指導を受けることができます。  
例：読み書きの困難さ、コミュニケーションの困難さ など
- 通級指導教室は、勉強の遅れを補充する場所ではありません。

## \*その他の配慮【特別支援教育支援員】\*

- 学級での授業の補助を行う支援員のことを指します。
- 認定こども園とは異なり、子ども1人に支援員が配置される訳ではなく、必要に応じて学級に配置されます。

### 3. 令和8年度七尾市内小中学校特別支援教育体制

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級					通級指導 教室	
			知的	自 情	難 聴	肢 体	病 弱	言語	学習
小丸山 小学校	〒926-0852 七尾市小島町千部3	(0767) 52-5432	○	○	—	—	—	○	○
山王 小学校	〒926-0052 七尾市山王町ツ部34	(0767) 53-0586	○	○	—	—	—	—	○
天神山 小学校	〒926-0021 七尾市本府中町天神山1	(0767) 52-5201	○	○	—	—	—	—	○
朝日 小学校	〒926-0824 七尾市下町戌部17-1	(0767) 57-1540	○	○	—	—	—	—	○
東湊 小学校	〒926-0011 七尾市佐味町10部4	(0767) 52-3149	○	○	—	—	—	—	○
石崎 小学校	〒926-0171 七尾市石崎町子部40	(0767) 62-2072	○	○	○	—	—	—	○
和倉 小学校	〒926-0176 七尾市和倉町ひばり3丁目90	(0767) 62-2070	○	○	—	—	—	—	○
田鶴浜 小学校	〒926-2121 七尾市田鶴浜町木部365	(0767) 68-3111	○	○	—	—	—	—	○
中島 小学校	〒929-2223 七尾市中島町上町千部26-2	(0767) 66-0055	○	○	—	—	—	—	○
能登島 小学校	〒926-0211 七尾市能登島向田町ろ部15	(0767) 84-1260	○	○	—	○	—	—	○ [R8~]
七尾 中学校	〒920-0816 七尾市藤橋町辰部52-1	(0767) 53-7705	○	○	—	—	○	—	○
七尾東部 中学校	〒926-0028 七尾市藤野町リ部1	(0767) 53-0812	○	○	—	—	—	—	○
能登香島 中学校	〒926-0178 七尾市石崎町香島1丁目96	(0767) 62-2837	○	○	—	—	○	—	○
中島 中学校	〒929-222 七尾市中島町中島甲部170	(0767) 66-0029	—	○	—	—	—	—	○
七尾特別 支援学校	〒926-0824 七尾市下町己部54	(0767) 57-1244	—	—	—	—	—	—	—

## 4. 七尾市 相談機関体制 問い合わせ先一覧

部署	課名等	電話番号	内容
七尾市 教育委員会	教育総務課	(0767) 53-8435	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食に関すること</li> <li>・通学に関すること</li> <li>・就学に関する手続き</li> <li>・就学援助に関すること</li> <li>・教育施設に関すること</li> </ul> <p>など</p>
	学校教育課	(0767) 53-5090	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の指導、管理、運営に関すること</li> <li>・学校教育に関すること</li> <li>・特別支援教育、教育支援委員会に関すること</li> <li>・教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導に関すること</li> </ul> <p>など</p>
七尾市 健康福祉部	福祉課	(0767) 53-8464	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳・療育手帳等に関すること</li> <li>・特別児童扶養手当に関すること</li> <li>・心身障害者医療費助成に関すること</li> <li>・補装具、日常生活用具に関すること</li> <li>・放課後等デイサービスに関すること</li> </ul> <p>など</p>
	子育て支援課 ■保育支援 グループ	(0767) 53-8419	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園の運営に関すること</li> <li>・家庭保育の支援に関すること</li> <li>・放課後児童クラブなどに関すること</li> </ul> <p>など</p>
	子育て支援課 ■家庭支援 グループ	(0767) 53-8445	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当等のサービスに関すること</li> <li>・家庭児童相談</li> <li>・母子・父子家庭相談</li> <li>・女性相談</li> </ul> <p>など</p>
	健康推進課	(0767) 53-3623	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診に関すること</li> <li>・健康、生活習慣改善普及に関すること</li> <li>・精神保健相談に関すること</li> <li>・母子健康手帳の交付に関すること</li> <li>・母子保健相談、訪問、心の支援に関すること</li> </ul> <p>など</p>
石川県	七尾児童相談所	(0767) 53-0811	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する相談</li> <li>・子どもの非行問題に関する相談</li> <li>・子どもの発達に関する相談</li> <li>・学校や認定こども園に行きたがらないなどの生活習慣、行動に関する相談</li> </ul> <p>など</p>
七尾市	親と子のなんでも電話相談室 (オアシスライン)	(0767) 52-0783	<p>悩みごと、困ったことなど電話で相談を受け付けます。匿名の電話でかまいません。お話しした内容に関しては秘密を厳守します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象:小・中学生及び保護者</li> <li>・時間:月～金曜日 13:00～16:00</li> </ul>

## 5. 用語索引

あ		な	
	朝日小学校 …… 7,8		中島小学校 …… 7,8
	石川県七尾児童相談所 …… 9		中島中学校 …… 7,8
	石崎小学校 …… 7,8		七尾市教育委員会
	オアシスライン …… 9		教育総務課 …… 9
か			学校教育課 …… 9
	教育支援委員会 …… 3,5		七尾市健康福祉部 …… 9
	区域外就学 ……10		健康推進課 …… 9
	交流及び共同学習 …… 6		子育て支援課 …… 9
	小丸山小学校 …… 7,8		福祉課 …… 9
さ			七尾中学校 …… 7,8
	山王小学校 …… 7,8		七尾東部中学校 …… 7,8
	指定学校 ……10		七尾特別支援学校 …… 8
	指定学校変更 ……10		難聴特別支援学級 …… 6,8
	自閉症・情緒障害		日常生活の指導 …… 9
	特別支援学級(自情) …… 6,8		能登香島中学校 …… 7,8
	自立活動 …… 6		能登島小学校 …… 7,8
	就学相談 …… 2	は	
	巡回教育相談 …… 3,4		東湊小学校 …… 7,8
	巡回就学相談 …… 3,4,5		病弱・身体虚弱
	生活単元学習 …… 6		特別支援学級 …… 6,8
	総合的判断 …… 5	わ	
た			和倉小学校 …… 7,8
	田鶴浜小学校 …… 7,8		
	知的障害特別支援学級 …… 6,8		
	通級指導教室 …… 7		
	天神山小学校 …… 7,8		
	特定地域選択制 ……10		
	特別支援学級 …… 6		
	特別支援学級の教育課程 …… 6		
	特別支援教育 …… 2,6		
	特別支援教育支援員 …… 6		
	特別支援学校 …… 5		